

株式会社原工務所 行動計画

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と生活の調和を図り、その能力を発揮出来る働きやすい環境の整備、働き方改革の実現を目指し、つぎのように行動計画を策定する。

計画期間 令和6年10月1日～令和9年9月30日までの3年間

内容

- 目標1 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- 対策 R6.10～業務の平準化、汎用化、効率化を図るとともに代替要員の確保を目指す。
- 目標2 時間外勤務の削減
- 対策 R6.10～横断的に社内の平準化・効率化を積極的に促進する。
- 目標3 年次有給休暇の取得日数を1人あたり平均年間10日以上とする。
- 対策 R6.10～年次有給休暇の取得計画を設定し、全体朝礼等で利用を促す。

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性社員が仕事と家庭の両立を図り、その能力を十分に発揮し活躍できる職場環境を整備するために次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和6年10月1日～令和9年9月30日までの3年間

内容

- 目標1 建設ディレクターを2名以上育成する
- 対策 R6.10～積極的な育成講座の活用や現場事務所での実務経験を実施する。
- 目標2 働きやすい環境整備の推進
- 対策 R6.10～フレックス勤務および在宅勤務導入の検討、準備